

改 正 案

現 行

(自動車検査証の記載事項)

第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一〇十四 (略)

十四の二 牽引自動車にあつては、牽引重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出された重量をいう。）又は第五輪荷重（セミトレーラ（前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。）を牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重をいう。）

十五 被牽引自動車（次のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、牽引自動車の車名及び型式

イ 次項の規定により自動車検査証に当該被牽引自動車と同じ車名及び型式を記載した牽引自動車によつて牽引されるもの

ロ 第三項の規定により自動車検査証に牽引することができるキャンピングトレーラ等（車両総重量二、〇〇〇キログラム未満の被牽引自動車であつて、セミトレーラに該当しないものをいう。第三項及び第四十三条の二第十号の二において同じ。）の車両総重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及び当該牽引自動車によつて牽引されるキャンピングトレーラ等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出されたキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。以下この条及び第四十三条の二第十号において「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」という。）を記載した牽引自動車（当該牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量が該被牽引自動車の車両総重量以上のものに限る。）によつて牽引されるもの

十六 (二十四) (略)

十六 (二十四) (略)

(自動車検査証の記載事項)

第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一〇十四 (略)

十四の二 牽引自動車にあつては、牽引重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出された重量をいう。）又は第五輪荷重（セミトレーラ（前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。）を牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重をいう。）

十五 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名及び型式

十六 (二十四) (略)

十六 (二十四) (略)

(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八条 第三十六条第一項の規定は、使用者の氏名若しくは名称又は住所の変更を

(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八条 第三十六条第一項の規定は、使用者の氏名若しくは名称又は住所の変更を

事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。

事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。

（略）  
法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

8 法第六十七条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。  
（略）

十、牽引自動車にあつては、被牽引自動車の車名又は型式

一一九

第四十三条の二 法第七十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九 (略)

十 奉引自動車にあつては、牽引重量又は第五輪荷重並びに被牽引自動車の車名及び型式並びに牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量

十一 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名及び型式

十二～十五 (略)

第四十三条の二 法第七十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一～九 (略)  
十 けん引自動車にあつては、けん引重量又は第五輪荷重  
十一 被けん引自動車にあつては、けん引自動車の車名及び型式  
十二～十五 (略)

		改 正 案	現 行
		(登録及び検査に関する申請書等の様式) 第二条 (略) 検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる 様式とする。	(登録及び検査に関する申請書等の様式) 第二条 (略) 検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる 様式とする。
一 (略)		一・四 (略) 五 (略) 六 自動車検査証の記入の申請書(道路運送車両法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」と いう。)第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに 変更がある場合に限る。) 七・八 (略)	一・四 (略) 五 (略) 六 自動車検査証の記入の申請書(道路運送車両法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」と いう。)第三十五条の三第一項に掲げる事項のみに変更が ある場合に限る。) 七・八 (略)
二 移転登録の申請と自動車検査証の記入の申請(施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項 のみに変更がある場合に限る。)を同時に行う場合の申	専用第二号様式	九 新規検査(次に掲げる事項のみを記載する場合に限る。 一 又は自動車検査証の記入の申請書(次に掲げる事項のみ に変更がある場合に限る。) イ・ロ (略) ハ 施行規則第三十五条の三第一項第二十二号に掲げる事 項	九 新規検査(次に掲げる事項のみを記載する場合に限る。 一 又は自動車検査証の記入の申請書(次に掲げる事項のみ に変更がある場合に限る。) イ・ロ (略) ハ 施行規則第三十五条の三第二十二号に掲げる事項
三 登録及び検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、前二項の規定にかか わらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。		十 新規検査(施行規則第三十五条の三第一項第十五号及び 第二項に掲げる事項のみを記載する場合に限る。)又は自 動車検査証の記入の申請書(同号に掲げる事項のみに変 更がある場合に限る。) イ・ロ (略) ハ 施行規則第三十五条の三第一項第二十二号に掲げる事 項	十 新規検査(施行規則第三十五条の三第十五号に掲げる事 項のみを記載する場合に限る。)又は自動車検査証の記入 の申請書(同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限 る。) イ・ロ (略) ハ 施行規則第三十五条の三第二十二号に掲げる事項
二 移転登録の申請と自動車検査証の記入の申請(施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項 のみに変更がある場合に限る。)を同時に行う場合の申	専用第一号様式	十一 新規検査(施行規則第三十五条の三第十五号に掲げる事 項のみを記載する場合に限る。)又は自動車検査証の記入 の申請書(同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限 る。) イ・ロ (略) ハ 施行規則第三十五条の三第二十二号に掲げる事項	十一 新規検査(施行規則第三十五条の三第十五号に掲げる事 項のみを記載する場合に限る。)又は自動車検査証の記入 の申請書(同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限 る。) イ・ロ (略) ハ 施行規則第三十五条の三第二十二号に掲げる事項

改 正 案	第八号様式	6・7 (略)	5 4 (略) 第三項に定めるもののほか、検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。
			一 (略) 二 自動車検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）
			三・四 (略)
			専用第二号様式
			一 (略) 二 自動車検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）
		6・7 (略)	三・四 (略)
現 行	第八号様式		専用第二号様式



○指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)

(自動車検査員の証明) 第七条 (略)	改 正 案	現 行
<p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号(第三号から第五号まで、第十六号、第二十号から第二十一号の二までを除く。)に掲げる事項について事実と相違があると認めるとときは、法第九十四条の五第一項の証明(法第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るもの)を除く。)をしてはならない。</p>	<p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第三十五条の三各号(第三号から第五号まで、第十六号、第二十号から第二十一号の二までを除く。)に掲げる事項について事実と相違があると認めるとときは、法第九十四条の五第一項の証明(法第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るもの)を除く。)をしてはならない。</p>	

○道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(昭和四十八年運輸省令第三十二号)

		改 正 案	現 行
一 (略)	第一号様式	(略)	(略)
二 (略)	第一号様式	(略)	(略)
三 (略)	第一号様式	(略)	(略)
四 (略)	第一号様式	(略)	(略)
五 (略)	第一号様式	(略)	(略)
六 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	第一号様式	(略)	(略)
七・八 (略)	第一号様式	(略)	(略)
二 新自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	専用第二号様式	(略)	(略)
三 (略)	専用第二号様式	(略)	(略)
2 検査対象軽自動車に係る検査に関する申請書で次の表の上欄に掲げるものの様式は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。	第一号様式	第一号様式	第一号様式
二 新自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	専用第二号様式	(略)	(略)
三 (略)	専用第二号様式	(略)	(略)

3  
•  
4  
(略)

3  
•  
4  
(略)